(二)　全損及び救助費を塡補の対象とする場合

漁業等の種類	船質	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船				
			総トン数五トン以上十トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数百トン以上二百トン以上		
かつお・まぐろ漁業	木船						
	鋼船		二・三四％	一・六七％	一・七八％	二・〇六％	〇・六七％
いか釣り漁業	木船						
	鋼船		二・八一％	二・五一％	一・七八％	一・九四％	一・〇三％
			二・二九％				
底びき網漁業（Ⅰ）	木船						
	鋼船				二・一〇％	二・四五％	一・四〇％
底びき網漁業（Ⅱ）	木船						
	鋼船		二・三三％	一・五六％	一・二八％	二・一七％	
			一・四七％				
以西底びき網等漁業	木船						
	鋼船				一・二一％	一・六三％	〇・八八％
まき網漁業	木船						
	鋼船		二・一五％	一・六六％	一・〇七％	二・〇二％	一・一九％
			一・四三％				
漁業取締り等	木船						
	鋼船		〇・七七％	〇・四一％	〇・四三％	〇・六〇％	〇・三八％
漁業等の種類	船質	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船				
			総トン数五トン以上十トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数百トン以上二百トン以上		
近海等漁業（Ⅰ）	木船						
	鋼船	〇・六四％	一・二四％	〇・六一％	〇・八八％	一・二九％	〇・四八％
		〇・三五％	〇・六三％				
近海等漁業（Ⅱ）	木船	〇・四一％	〇・九一％				
	鋼船	〇・三八％	〇・九一％				
内海漁業	木船	〇・五六％	一・二五％				
	鋼船	〇・三三％	〇・五二％				
内湾及び内水面漁業	木船	〇・四九％	一・一五％				
	鋼船	〇・三五％	〇・六四％				
かつお・まぐろ漁業	木船						
	鋼船		一・一七％				
			〇・九五％	〇・八三％	一・〇六％	一・二三％	〇・四〇％

(二)　全損及び救助費を塡補の対象とする場合

漁業等の種類	船質	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船				
			総トン数五トン以上十トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数百トン以上二百トン以上		
かつお・まぐろ漁業	木船						
	鋼船		二・五一％	一・九一％	二・〇六％	二・〇九％	〇・六二％
いか釣り漁業	木船						
	鋼船		三・〇一％	二・九三％	二・一〇％	一・九八％	一・〇三％
			二・三八％				
底びき網漁業（Ⅰ）	木船						
	鋼船				二・四八％	二・五〇％	一・四〇％
底びき網漁業（Ⅱ）	木船						
	鋼船		二・五〇％	一・八一％	一・四七％	二・二一％	
			一・五九％				
以西底びき網等漁業	木船						
	鋼船				一・四三％	一・六六％	〇・八八％
まき網漁業	木船						
	鋼船		二・三一％	一・九二％	一・二四％	二・〇三％	一・一九％
			一・五二％				
漁業取締り等	木船						
	鋼船		〇・八四％	〇・五〇％	〇・五二％	〇・六三％	〇・三八％
漁業等の種類	船質	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船				
			総トン数五トン以上十トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数百トン以上二百トン以上		
近海等漁業（Ⅰ）	木船						
	鋼船	〇・六六％	一・三三％	〇・七〇％	一・〇五％	一・三一％	〇・四八％
		〇・三五％	〇・六七％				
近海等漁業（Ⅱ）	木船	〇・四二％	〇・九七％				
	鋼船	〇・三九％	〇・九八％				
内海漁業	木船	〇・五八％	一・三四％				
	鋼船	〇・三四％	〇・五五％				
内湾及び内水面漁業	木船	〇・五〇％	一・二三％				
	鋼船	〇・三六％	〇・六八％				
かつお・まぐろ漁業	木船						
	鋼船		一・二五％				
			一・〇二％	〇・九五％	一・二三％	一・二五％	〇・三七％